

令和5年8月8日
福島県農林水産部
(水田畑作課)

令和5年産米の緊急時モニタリング検査の開始について

令和5年産米のモニタリング検査（抽出検査）を下記のとおり開始しますので、お知らせします。

なお、モニタリング検査を行う市町村の生産者・関係機関には、検査前の出荷・販売の自粛を要請しておりますが、検査で安全性が確認されれば、出荷・販売が可能となります。

〈米の緊急時モニタリング検査について〉

- モニタリング検査は、全量全袋検査からの移行年次ごとに検査頻度を定めて、抽出検査を行い、基準値を超える放射性セシウムが検出されなければ、当該旧市町村の出荷・販売の自粛が解除になります。

検査頻度

〔	移行1～3年目の市町村：旧市町村3点	〕
	移行4年目の市町村：旧市町村1点以上かつ市町村3点	

- 早期出荷米（本県の一般的な収穫時期より早く収穫される米）については、旧市町村単位で生産者ごとに検体を検査し、基準値超過がなければ、当該生産者の出荷・販売の自粛が解除になります。
- なお、早期出荷米の検査により、定められた検査頻度の検査が行われ、基準値超過がなければ当該旧市町村全体の出荷・販売の自粛が解除になります。
- 以下の市町村においては、全量全袋検査を実施します。

南相馬市、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村及び川俣町（旧山木屋村）

記

1 検体

本宮市旧岩根村産「五百川」1点（早期出荷米）

2 搬入日

令和5年8月9日（水）（検査機関：県農業総合センター）

3 検査日

令和5年8月10日（木）

4 結果公表予定日

令和5年8月10日（木）夕方

〈問い合わせ先〉

福島県農林水産部水田畑作課

主幹兼副課長 矢吹 勝利

電話：024-521-7359 内線：3201